

特殊車両の指導・取締り結果について

福島河川国道事務所では、所轄警察署の協力のもと、特殊車両の指導・取締りを実施しました。

1. 実施日時 平成25年10月7日(月) 10時00分～12時00分
2. 実施場所 国道13号 中野車両検測所 (福島市飯坂町中野地内)
3. 協力警察署 福島北警察署

4. 指導・取締り結果

- ・対象特殊車両 3台
- ・違反車両 1台
- ・違反内容
無許可 (総重量超過)
- ・指導内容
措置命令 (軽減措置:積載貨物分割)



(指導取締り 計測状況)

重量制限を超過した車両は、橋梁等の道路構造に重大な影響を与えるとともに、重大な交通事故を起こす原因となります。

特殊車両を通行させようとする方(運送事業者、荷主等)は、特殊車両通行許可制度の遵守をお願いします。

〈発表記者会:福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所
TEL 024-546-4331 (代表)
副所長(道路) 佐藤 利美 (内線205)
道路管理課長 佐々木 章夫 (内線431)